### 平成30年度(第8期)事業報告について

# I 法人運営管理

1. 総会

【平成30年度定時総会】

平成30年6月22日 於 兵庫県農業会館10階105号会議室報 告

報告事項1 平成29年度(第7期)事業報告について

報告事項2 会員の新規加入について

議事

第1号議案 平成29年度財務諸表(貸借対照表、正味財産増減計算書) 及び附属明細書並びに財産目録の承認について

第2号議案 役員の補欠選任について

第3号議案 平成30年度役員の報酬について

第4号議案 平成30年度経費の負担及び徴収方法について

第5号議案 附帯決議について

#### 【平成30年度臨時総会】

平成30年9月21日 於 兵庫県農業会館6階全農兵庫県本部会議室議 事

第1号議案 役員の補欠選任について

#### 2. 理事会

#### 【第1回理事会】

平成30年6月6日 於 兵庫県農業会館6階全農兵庫県本部会議室報 告

(1)会長及び専務理事の職務の執行状況について

# 議事

- (1) 平成29年度(第7期)事業報告について
- (2) 平成29年度財務諸表(貸借対照表、正味財産増減計算書)及び附属明細書並びに財産目録について
- (3)役員の補欠選任について
- (4) 会員の新規加入について
- (5) 平成30年度役員の報酬について
- (6) 平成30年度経費の負担及び徴収方法について
- (7) 平成30年度定時総会の日時及び場所、議案等について

### 【第2回理事会】

定款第32条第2項の規定による理事会の決議

平成30年8月21日付け

提案内容 平成30年度第1回臨時総会を次のとおり招集する

- (1) 日 時 平成30年9月21日(金) 13時00分から
- (2)場所兵庫県農業会館6階全農兵庫会議室
- (3)議事

第1号議案 役員の補欠選任について

## 【第3回理事会】

平成30年9月21日 於 兵庫県農業会館6階全農兵庫県本部会議室議 事

(1)会長の選定について

### 報告

(1) 会長及び専務理事の職務の執行状況について

### 【第4回理事会】

定款第32条第2項の規定による理事会の決議

平成30年10月22日付け

提案内容 肉用牛に係る積立金管理者の指定に応募する

平成30年6月29日に国会においてTPP11関連法案が成立したことから、TPP11の発効日をもって、肉用牛肥育経営安定特別対策事業は新たな法律制度として法制化され「肉用牛肥育経営安定交付金」として「畜産経営の安定に関する法律」に基づき実施されることとなった

ついては、畜産経営の安定に関する法律施行規則第4条3号に基づく積 立金を適正に管理することができると認められるものとして指定を受ける ため

#### 【第5回理事会】

平成31年3月19日 於 兵庫県農業会館6階全農兵庫県本部会議室報 告

- (1) 平成30年度(第8期)事業執行状況並びに会長及び専務理事の職務の執行状況について
- (2) 事務執行体制の変更について

#### 議事

- (1) 平成30年度補正予算(案) について
- (2) 平成31年度事業計画(案)、収支予算(案)並びに資金調達及び

設備投資の見込みについて

- (3) 借入金最高限度額並びに借入先について
- (4) 余裕金預入れ先について
- (5) 理事の利益相反取引について
- (6) 肉用子牛生産者補給金制度について
- (7) 肉用牛肥育経営安定交付金制度について
- (8) 肥育肉用牛価格安定対策事業について
- (9) ブロイラー価格安定対策事業について
- (10) 家畜衛生指導業務について

### 3. 監事会

平成30年5月14日 於 兵庫県農業会館10階104号室

平成29年度財務諸表(貸借対照表、正味財産増減計算書)及び附属明細書並びに財産目録、平成29年度事業報告の内容について監査を受け、適正であると認められた

## 4. 会員の状況

区分	期首	入会	脱退	期末
正会員	53	1	0	54
賛助会員	2	0	0	2
計	55	0	0	56

#### Ⅱ 公益目的事業

- 1 畜産に関する生産の振興に関する事業(公1)
  - 1. 畜產農家生產 · 経営技術支援指導事業

(定款第4条第1号、第8号、第9号)

県内畜産農家等の生産・経営技術の向上を図るため、畜産農家の経営支援 並びに情報の提供を行った

- (1) 畜産農家等に対する経営診断等による生産・経営技術支援指導を実施した
  - ① 個別支援指導 実施件数

	経営診断	経営管理	生産技術	フォロー	
区分	改善指導	技術指導	指導	アップ指導	計
酪農		1	3		4
肉用牛	1	5	1		7
養豚	1		1		2
採卵鶏					
ブロイラー					
その他					
計	2	6	5		1 3

② 畜産コンサルタントの設置

区分	人員	職種等
総括畜産コンサルタント	3	
畜産コンサルタント	1	
非常勤畜産コンサルタント	32	県職員20、団体職員9、学識経験者3
畜産シニアコンサルタント	1	

- (2) 畜産農家等の支援指導を効果的かつ効率的に行うためにコンピュータ関連機器の整備(ノートブック型パソコン)
- (3) 畜産農家に対する効率的・効果的な支援指導を行うため、畜産経営に関する情報の蓄積・インターネットの兵庫県ホームページ(ひょうごのちくさん広場)において県内の畜産関連情報を広く提供した
- (4) 畜産技術者向け情報誌 「畜産技術ひょうご」(第130号から133号 まで4回)の発行、Eメール、インターネットによる配信
- 2. 肉用牛経営安定対策補完事業(地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業)(定款第4条第1号)

中核的担い手の優良な繁殖雌牛の増頭支援、遺伝的に多様な系統群の確保 による改良に必要な繁殖雌牛の導入、地域の改良に必要な優良繁殖雌牛の導 入、繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備、高齢化等に対処する肉用牛 ヘルパー組織への支援等を実施することにより、地域生産基盤の拡大、畜産 経営安定化の実現のために助成した

- (1) 肉用牛生産基盤強化対策事業
  - ① 中核的担い手育成増進推進 地域の中核的担い手が計画的に優良な繁殖雌牛を増頭した場合に、増頭 実績に応じた奨励金を交付した
  - ② 遺伝的多様性に配慮した改良基礎確保 遺伝的に多様な系統群の確保による改良に必要な繁殖雌牛の導入に対し て奨励金を交付した
  - ③ 優良繁殖雌牛導入支援 地域の改良に必要な優良繁殖雌牛の導入を通じて改良基盤を維持するため、導入計画に基づき生産者集団等への奨励金を交付した
  - ④ 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備 肉用牛経営の育成及び繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎の整備、施設の 改造に必要な資材の支給及び機器器材の導入に助成した
  - ⑤ 肉用牛ヘルパー推進 肉用牛ヘルパー組合が実施する事業に要する経費、利用促進費について 助成した
  - ⑥ 肉用牛振興推進指導
    - ①から⑤の事業を円滑に実施するための会議の開催、事業の推進指導を 実施するとともに、生産基盤の拡大、畜産経営安定化の実現のための研修 会を実施した
- 3. 肉用牛経営安定対策補完事業(災害緊急支援)(定款第4条第1号) 国産牛肉の安定供給を図るため、平成30年・台風21号により被災した生産者の安定的な経営継続のために支援する必要があることから、牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等に要した費用の一部を助成した
- 4. 養豚経営安定対策補完事業(災害緊急支援)(定款第4条第1号) 平成30年・台風21号の災害により畜産関連施設に被害を受けた養豚業を 営む者の経営継続のため、豚舎の補改修等により、緊急的に実施するのに要 した費用の一部を助成した
- 5. 畜産経営技術指導事業(地域畜産支援指導等体制強化) (定款第4条第1号)

兵庫県畜産の振興を図るため、県の支援を受けて地域畜産支援指導等の体制 強化を図った

- (1) 畜産経営の支援体制の強化
- (2)地域畜産の活性化、安全かつ安定的な食の提供
- (3) 馬事普及啓発の推進体制の強化
- 6. 畜産特別資金等推進指導事業(定款第4条第1号)

畜産特別資金等借入者の経営改善指導を行い、事業の円滑な推進を図るとと もに、県内において地域の経営状況等の把握により畜産経営の向上を図った

- (1) 県支援推進協議会の開催
- (2)融資機関への指導・助言
- (3)経営改善計画の作成・見直し及び達成指導
- (4)(1)から(3)を円滑に実施するための会議への出席、事業の推進事務
- 7. 畜産女性経営者育成強化事業(畜産女性経営者の地域育成支援事業) (定款第4条第1号)

畜産経営における中核的役割への女性参画と女性の地位向上を図るために、 畜産経営研修会や経営者間の連携強化を促すことで女性自身の経営・飼養管理 能力の向上を図った

8. 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(全国推進事業) (定款第4条第10号)

畜産クラスターに係る取組みを全国で推進するために必要な情報を得るため、 先進的な経営体等を対象に経営内容の実態調査を行った

9. 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)に係る業務 (定款第4条第1号)

畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、施設整備との一体性も確保しつつ、収益力の強化等に必要な機械の導入を支援することとしており、その事業の一部について、事業実施主体である(公社)中央畜産会より県段階の事業諸手続等の窓口団体として実施した

10. 酪農経営体生産性向上緊急対策事業のうち労働負担軽減事業 (定款第4条第1号)

酪農経営者の労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械 装置の導入を支援し、搾乳等に関する作業の共同化、外部化するモデル的な取 組を支援した

11. 酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業(定款第4条第1号)

酪農経営者の労働負担軽減に資する省力化機械装置の導入と一体的な施設の整備並びに集合施設で搾乳などに関する作業を共同で省力的に行うモデル的な取組を支援した

12. 畜産GAP拡大推進加速化事業(日本版畜産GAP指導推進支援事業) (定款第4条第1号、第9号)

日本版畜産GAPの認証取得や普及推進に係る取組みを支援することにより 畜産GAPの拡大を支援し、地域で幅広い取組みを普及するための指導体制を 整備、国産畜産物に対する評価の向上に向けて健全な畜産経営の育成と安全な 畜産物の供給を行った

13. 畜産近代化リース協会貸付事業指導等事業(定款第4条第1号)

公益財団法人畜産近代化リース協会の貸付物件の現地調査及び貸付農家に対する経営・技術指導を行った

調査・確認基数 42基

14. 地域肉用牛振興事業(定款第4条第1号)

県内肉用牛の振興を図るための諸事業を円滑に実施するため、事業実施者及 び肉用牛経営者に対して事業の周知を行うとともに、事業の適正な実施を図っ た

15. 地域飼料増産対策事業(定款第4条第1号)

県内飼料の増産を図るため、畜産経営者等に対して飼料用イネの種子など、 飼料増産に関する情報の提供を行った

# 2 畜産経営の安定のための価格差補てん金の交付に関する事業(公2)

1. 肉用子牛生産者補給金制度事業(定款第4条第2号)

肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、牛肉の輸入自由化による価格低落等の影響が最終的に転嫁される肉用子牛生産者に対し、価格の低落時に補給金を交付し、肉用子牛の再生産を安定確保し食肉に係る畜産の健全な発展を図った

(1) 事務委託先15団体、加入農家1,254戸

## (2) 個体登録頭数

(単位:頭)

区分	黒毛和種	褐毛和種	その他 肉専用種	乳用種	交雑種	祉
頭数	9, 356	0	1	129	1, 338	10,824

## (3) 肉用子牛生産者積立金造成状況

(単位:頭、円)

	契約 積立 頭数 単価			負担区分			
区分			積立額	農畜産業振興機構	県	生産者	
黒毛和種	9, 356	1, 200	11, 227, 200	5, 613, 600	2, 806, 800	2, 806, 800	
褐毛和種	0	4,600	0	0	0	0	
その他肉専用種	1	12, 400	12, 400	6, 200	3, 100	3, 100	
乳用種	129	6, 400	825, 600	412, 800	206, 400	206, 400	
交雑種	1, 338	2, 400	3, 211, 200	1,605,600	802, 800	802, 800	
合計	10, 824	_	15, 276, 400	7, 638, 200	3, 819, 100	3, 819, 100	

契約生産者の1頭当たりの積立金額

(単位:円)

E ()			その他の	肉専用種以	以外の品種
区分	無七州悝	褐毛和種	肉専用種	乳用種	交雑種
生産者積立負担金単価	300	1, 150	3, 100	1,600	600

# (4) 指定肉用子牛の保証基準価格、合理化目標価格ならびに平均売買価格

(単位:円/頭)

	田子石任	担不证任	その他の	肉専用種以	以外の品種	
区分	黒毛和種	褐毛和種	肉専用種	乳用種	交雑種	
保証基準価格	339, 000	309, 000	221, 000	136, 000	210, 000	
合理化目標価格	282, 000	259, 000	150, 000	93, 000	152, 000	
第4四半期	799 000	600 200	252 000	262 700	204 500	
(1~3月)	782, 000	609, 200	252, 000	262, 700	394, 500	
/D=T+++/T+b/*/	341, 000	311, 000	222, 000	141, 000	216, 000	
保証基準価格※	531, 000	489, 000	314, 000	161, 000	269, 000	
	284, 000	261, 000	151, 000	98, 000	158, 000	
合理化目標価格※	421, 000	388, 000	249, 000	108, 000	212, 000	
第1四半期	765 900	F96 900	201 700	946 100	000 400	
(4~6月)	765, 200	526, 200	301, 700	246, 100	392, 400	
第2四半期	757 200	F72 200	206 000	0.49, 900	205 700	
(7~9月)	(7~9月) 757,300	573, 300	206, 000	243, 200	395, 700	
第3四半期	701 000	E72 600	222 000	266 100	441 400	
(10~12月)	781, 800	573, 600	332, 900	266, 100	441, 400	

※上段は平成30年12月29日までの価格、下段は12月30日から適用される期中改定後の価格 (5)補給金交付状況 (単位:円、頭)

区分		黒毛 和種	褐毛 和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種	合計
** 4 PE V/ #E	単価	0	0	0	0	0	
第4四半期	頭数	0	0	0	0	0	0
(1~3月)	金額	0	0	0	0	0	0
** • TELV #E	単価	0	0	0	0	0	
第1四半期	頭数	0	0	0	0	0	0
(4~6月)	金額	0	0	0	0	0	0
# 0 III \	単価	0	0	16,000	0	0	_
第2四半期 (7~9月)	頭数	0	0	1	0	0	1
(7~9月)	金額	0	0	16,000	0	0	16,000
# 0 III \/ #II	単価	0	0	0	0	0	_
第3四半期	頭数	0	0	0	0	0	0
(10~12月)	金額	0	0	0	0	0	0
	単価	_	_	_	_	_	_
合計	頭数	0	0	1	0	0	1
	金額	0	0	16,000	0	0	16,000

- 2. 肉用子牛生產者補給金制度運営体制整備強化事業(定款第4条第2号)
  - (1) 肉用子牛牛產者補給金制度運営適正化事業

肉用子牛生産者補給金制度の円滑かつ適正な実施体制の確保及び肉用子牛の取引情報等を収集することにより肉用子牛生産の安定及び肉用牛経営の安定的発展を図った

- ① 制度運営適正化推進事業
- ② 指定協会調查指導事業

調查指導委嘱員 1名

調查指導委嘱団体 1団体(全国和牛登録協会兵庫県支部)

(2) 指定協会運営体制支援事業

肉用子牛生産者補給金制度の円滑な実施体制を確保するため、県知事の指定を受けた協会の運営体制の強化を図った

3. 肉用牛繁殖経営支援事業(定款第4条第2号)

肉用子牛生産者補給金制度を補完し、子牛価格(平均売買価格)が発動基準を下回った場合に差額の一部を補てんすることにより肉用牛繁殖経営の所得を確保し、併せて繁殖経営基盤の安定を図った

- (1) 事務委託先12団体、加入農家1,062戸
- (2) 支援交付金の交付業務

(単位:円、頭)

区 分		黒毛和種	褐毛和種	その他肉専用種	合計
発動基準	隼	460, 000	420, 000	300, 000	
	平均価格	765, 200	526, 200	301, 700	
第1四半期	単価			_	
(4~6月)	頭数	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0
	平均価格	757, 300	573, 300	206, 000	
第2四半期	単価	_		58, 500	58, 500
(7~9月)	頭数	0	0	1	1
	金額	0	0	58, 500	58, 500
	平均価格	781, 800	573, 600	332, 900	_
第3四半期	単価			_	
(10~12月)	頭数	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0
	頭数	0	0	1	1
合 計	金額	0	0	58, 500	58, 500

※TPP11の発効日の前日である平成30年12月29日をもって事業が終了した

# 4. 肉用牛肥育経営安定特別対策事業(定款第4条第3号)

肉用牛肥育経営の安定を図るため、生産者の積立金と国の補助金により基金を造成し、肥育牛1頭当たりの平均粗収益が平均生産費を下回った場合に契約肥育牛を販売した者に対して、その差額の8割を肥育牛補填金として交付することによって経営の安定と肉用牛生産基盤の拡大を図った

事務委託先14団体、加入農家170戸

- (1) 推進会議の開催
- (2) 事業の普及・啓発活動
- (3)調査及び指導
- (4) 個体登録頭数

(単位:頭)

区分	肉専用種	交雑種	乳用種	計
頭数	10, 384	2, 529	419	13, 332

## (5) 地域基金造成状况

(単位:頭、円)

品種区分	契約 肥育牛 頭数	生産者 積立金 単価	生産者積立金積立額	補助金	計
	10, 189	5,000	50, 945, 000	152, 835, 000	
肉専用種	2, 332	6,000	13, 992, 000	41, 976, 000	261, 548, 000
	120	0	0	1, 800, 000	
	2, 861	13,000	37, 193, 000	111, 579, 000	
交雑種	402	19,000	7, 638, 000	22, 914, 000	182, 795, 000
	89	0	0	3, 471, 000	
乳用種	418	11,000	4, 598, 000	13, 794, 000	96 049 000
	87	22,000	1, 914, 000	5, 742, 000	26, 048, 000
計	16, 498	_	116, 280, 000	354, 111, 000	470, 391, 000

# (6) 肥育牛補填金交付状況

(単位:頭、円)

区分		肉専用種	交雑種	乳用種	合計
T. Dook	単価	1, 900	4,000	4,000	_
平成30年	頭数	768	324	48	1, 140
1月期(精算)	金額	1, 459, 200	1, 296, 000	192, 000	2, 947, 200
T. Dook	単価	0	72, 300	31, 700	_
平成30年	頭数	_	288	47	335
2月期	金額	0	20, 822, 400	1, 489, 900	22, 312, 300
T. Dook	単価	0	84, 600	28, 500	_
平成30年	頭数	_	318	48	366
3月期	金額	0	26, 902, 800	1, 368, 000	28, 270, 800

区分		肉専用種	交雑種	乳用種	合計
T 5	単価	0	60, 800	38,000	_
平成30年	頭数	_	390	52	442
4月期	金額	0	23, 712, 000	1, 976, 000	25, 688, 000
T 5	単価	20, 500	54, 300	23, 500	_
平成30年	頭数	963	297	48	1, 308
5月期	金額	19, 741, 500	16, 127, 100	1, 128, 000	36, 996, 600
7	単価	28, 300	75, 000	21,900	_
平成30年	頭数	958	278	52	1, 288
6月期	金額	27, 111, 400	20, 850, 000	1, 138, 800	49, 100, 200
T 5	単価	6, 900	71, 000	25, 800	_
平成30年	頭数	1, 115	313	56	1, 484
7月期	金額	7, 693, 500	22, 223, 000	1, 444, 800	31, 361, 300
1	単価	<b>※</b> ¹39, 300	50, 800	25, 400	_
平成30年	頭数	<b>※</b> ¹951	335	34	1, 320
8月期	金額	37, 354, 500	17, 018, 000	863, 600	55, 236, 100
1	単価	15, 100	36, 700	40, 200	_
平成30年	頭数	943	339	41	1, 323
9月期	金額	14, 239, 300	12, 441, 300	1, 648, 200	28, 328, 800
# <b>4</b>	単価		<b>※</b> <sup>2</sup> 25, 200	33, 700	
平成30年	頭数	0	<b>※</b> ²311	60	371
10月期	金額	0	7, 830, 900	2, 022, 000	9, 852, 900
₩ <b>.</b>	単価	_	_	33, 400	_
平成30年	頭数	0	0	40	40
11月期	金額	0	0	1, 336, 000	1, 336, 000
₩ <b>.</b>	単価	_	_	39, 700	_
平成30年	頭数	0	0	35	35
12月期	金額	0	0	1, 389, 500	1, 389, 500
平成31年 1月期	単価	_	_	_	_
	頭数	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0
	単価		_		_
合計	頭数	5, 698	3, 193	561	9, 452
	金額	107, 599, 400	169, 223, 500	15, 996, 800	292, 819, 700

※<sup>1</sup>うち2頭は免除牛、補填金単価は29,400円、※<sup>2</sup>うち1頭は免除牛、補填金単価は18,900円

5. 肉用牛肥育経営安定交付金制度準備業務(定款第4条第3号)

畜産振興事業として実施している肉用牛肥育経営安定特別対策事業は、TP P等関連法の施行に伴い畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第18 3号)第3条の規定に基づく肉用牛の交付金の交付等業務へと移行するため、 肥育牛生産者の円滑な制度移行を図った

6. 肉用牛肥育経営安定交付金制度事業(定款第4条第3号)

畜産経営の安定に関する法律に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉用牛生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付することにより、肉用牛肥育経営の安定を図った

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付(交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者の積立てによる積立金から支出)平成30年12月30日以降に出荷される牛を対象とした

事務委託先13団体、加入農家157戸

- (1) 推進会議の開催
- (2) 事業の普及・啓発活動
- (3)調査及び指導
- (4) 個体登録頭数

(単位:頭)

区分	肉専用種	交雑種	乳用種	計
頭数	3, 359	1, 209	146	4,714

(5) 生産者負担金納入状況

(単位:頭、円)

品種区分	登録肉用牛	生産者負担金	生産者負担金
	頭数	単価	積立額
肉専用種	3, 967	6, 000	23, 802, 000
交雑種	962	17,000	16, 354, 000
乳用種	181	19,000	3, 439, 000
計	5, 110	_	43, 595, 000

(6) 肉用牛補填金交付状況

(単位:頭、円)

区分		肉専用種 交雑種		乳用種	合計
75 - A 0 0 F	単価	_	_	_	_
平成30年	頭数	0	0	0	0
12月期	金額	0	0	0	0
	単価		_	50, 562. 5	_
平成31年	頭数	0	0	40	40
1月期	金額	0	0	2, 022, 500	2, 022, 500
合計	頭数	0	0	40	40
	金額	0	0	2, 022, 500	2, 022, 500

# 7. 肥育肉用牛価格安定対策事業(定款第4条第3号)

但馬牛・神戸ビーフの安定的な生産・供給を促進するため、牛枝肉価格の変 動により生ずる損失に対して、生産者、農協等が造成した基金から補てん金を 交付し、但馬牛肥育の奨励並びに地域一貫生産体制の強化を図った

# (1) 補てん準備金の造成状況

(単位:円)

	人也写		/ <del>#</del> #: <del> /</del> *.		
区分	金額	加入農家	加入農協等	全農県本部等	備考
導入積立金	3, 591, 000	2, 646, 000	472, 500	475, 500	378頭
販売積立金	2, 872, 000	2, 154, 000	359, 000	359, 000	359頭
計	6, 463, 000	4, 800, 000	831, 500	831, 500	

(単位:頭)

区分	H30.4.1現在 加入頭数	導入頭数	販売頭数	事故頭数	H31. 3. 31現在 加入頭数
頭数	1, 904	378	359	8	1, 915

(3) 補てん金交付額

(単位:頭、円)

月	標準	上限	下限	補てん	1頭当たり	販売	補てん
Л	取引価格	基準価格	基準価格	金額	補てん額	頭数	金額
4	4, 496	3, 396	3, 152		0	31	
5	4, 112	3, 473	3, 229	_	0	19	0
6	4, 075	3,606	3, 362	_	0	16	
7	4, 304	3, 597	3, 353	_	0	34	
8	4, 273	3, 567	3, 323	_	0	41	0
9	3, 969	3, 575	3, 331	_	0	15	
10	4, 091	3, 477	3, 233	_	0	34	
11	4, 112	3, 375	3, 131	_	0	79	0
12	3, 774	3, 481	3, 237	_	0	34	
1	3, 684	3, 311	3, 067	_	0	15	
2	3, 612	3, 208	3, 036	_	0	19	0
3	3, 658	3, 358	3, 114	_	0	22	
計						359	0

標準枝肉重量:414kg 補てん率:0.8

- 8. 養豚経営安定対策事業 (養豚経営安定推進) (定款第4条第4号) 養豚経営安定対策事業を円滑に実施するため、養豚経営者に対して事業の周 知を行った
- (1) 事業の周知
- (2) 事業の適正な実施を図るための連絡調整等
- 9. ブロイラー価格安定対策事業(定款第4条第5号)

ブロイラーの取引価格が著しく低下した場合に生ずる生産農家の損失に対して、ブロイラー生産農家等が造成した基金から補てん金を交付することにより、ブロイラー生産農家の経営安定並びに県民の食生活の安定・改善に寄与した

- (1) 契約会員5団体、加入農家29戸
- (2) 平成30年度年次契約数量(生鳥)並びに補てん財源造成状況

(単位:円、kg)

契約数量(生鳥)	積立金単価	積立金額	
27, 425, 220	7	191, 976, 540	

(3) 補てん金交付状況

(単位:円、kg)

	補てん	/基準		補てん金交付	
月	標準価格	基準価格	対象数量	補てん単価	補てん金額
4	461	552	757, 547	82	62, 118, 854
5	443	552	756, 206	99	74, 864, 394
6	426	552	760, 645	<b>※</b> 72	54, 766, 440
7	416	552	745, 273	<b>※</b> 0	0
8	409	552	729, 917	<b>※</b> 0	0
9	417	552	730, 489	<b>※</b> 0	0
10	429	552	726, 767	<b>※</b> 0	0
11	441	552	740, 511	<b>※</b> 0	0
12	460	552	738, 568	<b>※</b> 0	0
1	471	552	738, 227	<b>※</b> 0	0
2	465	552	745, 630	<b>※</b> 0	0
3	445	552	743, 404	<b>※</b> 0	0
計	_	_	8, 913, 184	_	191, 749, 688

※補てん財源の状況から補てん交付金の限度額を設定した(業務方法書第20条)

# 3 家畜の伝染性疾病の予防、生産衛生に関する事業(公3)

- 1. 牛疾病検査円滑化推進対策事業(定款第4条第6号)
- (1) 死亡牛検查処理安定化対策

死亡牛について、その発生場所から化製場までの適切な管理・輸送の促進と死亡牛の適正な処理体制を支援し、死亡牛の円滑な処理を安定化した 死亡牛頭数620頭(48月齢以上)

(2) 死亡牛検査支援対策

牛海綿状脳症特別措置法に規定するサーベイランスとして、兵庫県が行う 死亡牛BSE検査が行われるように生産者を支援した

- (3) 牛のブルセラ病・結核病検査支援対策 牛のブルセラ病及び結核病の清浄化確認サーベイランスの検査に要する 費用を支援した
- 2. 家畜生產農場清浄化支援対策事業(定款第4条第6号)
- (1) 疾病清浄化支援対策
  - ①牛白血病(EBL)対策 EBLの感染拡大防止対策を行うための研修会を開催した
  - ②牛ウイルス性下痢・粘膜病(BVD-MD)対策 BVD-MDの持続感染牛(PI牛)のとう汰費用、ワクチン接種費用 を支援した
- (2) 農場飼養衛生管理強化・疾病流行防止支援対策 吸血昆虫媒介疾病の予防のためのワクチン接種(アカバネ病)を行い発生 予防の徹底を図った

アカバネ病ワクチン10,720頭(実績)

3. 環境保全型畜産確立推進事業(定款第4条第7号)

畜産経営による環境汚染問題及び堆きゅう肥の利用促進についての一体的・総合的な指導体制を整備するとともに、堆きゅう肥の需給調整・畜産環境保全のための取り組みを支援することにより、環境に配慮した資源循環型の畜産経営を育成した

- (1) 畜産環境保全研修会の開催
- (2) 堆きゅう肥流通促進に係る検討会の開催及び調査
- (3) 畜産環境保全・堆きゅう肥利用促進の普及啓発活動

4. 馬飼養衛生管理特別対策事業(定款第4条第7号)

競走馬以外の肥育用・農用・乗用馬等の飼養については、多種多様な形態がありその飼養衛生管理環境は脆弱化しつつある。一方、馬の生産・流通の国際化により感染症の流行の危険性があることから、飼養衛生管理体制の総合的な整備を図った

- (1) 馬飼養衛生管理体制整備委員会の開催
- (2) 馬飼養衛生管理技術講習会の開催
- (3) 馬獣医療実態・技術指導の実施
- 5. 馬伝染性疾病防疫推進対策事業のうち馬防疫強化地域推進対策事業(馬インフルエンザワクチン接種及び馬鼻肺炎ワクチン接種に関する推進事業)

(定款第4条第6号)

競走馬以外の乗用馬等に対する馬インフルエンザのワクチン接種の推進、馬 飼養衛生状況等の知識の普及啓発を行った

馬インフルエンザワクチン接種 298頭

- 6. 衛生体制強化基金事業 (定款第4条第7号) 講習会・研修会を通じて衛生指導対策の推進を図った
- 7. 農場HACCP認証地域取組推進強化事業(定款第4条第7号)

農場HACCP認証の普及を図るための指導体制を整備するとともに、地域の取組み事例に対しては内部検証や衛生管理システムの構築・運用の課題を解決するなどの検討を行い、既存認定農場に対しては内部検証等のフォーローアップを行った

8. 地域自衛防疫取組促進対策事業(定款第4条第6号)

伝染性疾病の発生に備えた防疫演習や飼養衛生管理基準に基づいた防疫対策 の検討、生産者段階での防疫演習など地域に即した自衛防疫演習を行う

県内の馬防疫の推進のため、競走用馬及び輸入馬の馬伝染性貧血の検査に対しての費用を支援した

防疫演習の開催 4回

9. 野生獣衛生体制整備推進確立対策事業(定款第4条第6号)

中山間地域における野生獣被害低減対策等を支援するため、畜産分野での情報発信体制の構築・整備、野生獣の衛生実態調査を行った

- 10. 家畜衛生対策事業(定款第4条第7号)
  - (1) 鶏病予防普及啓発指導 鶏病予防とその啓発を行った
  - (2) 衛生指導対策 地域における衛生指導対策を行った
- 11. 特定疾病損耗防止推進対策事業(定款第4条第6号) 伝播力が強く流行しやすい疾病予防のためのワクチン接種を推進した

#### 4 畜産に対する理解増進に関する事業(公4)

1. 地域畜産理解増進事業(定款第4条第11号)

畜産物の生産現場や畜産の果たしている役割等に対する消費者の理解を得る環境づくりを行い、都市と農村の交流を図るため関係機関と連携した畜産ふれあい体験等を推進した

(1)体験・交流会の開催 2回

家畜とのふれあいや生産者と消費者の交流を通じて畜産に関する理解の増 進を図った

(2) 調理教室の開催 1回

県産畜産物を利用した料理教室を開催し、生産者・加工流通業者・栄養調理関係者と消費者との交流会を開催した

2. 馬事·畜産普及啓発事業(定款第4条第11号)

県産畜産物のPRや消費拡大のため、園田競馬場等において県産畜産物の名称を付した冠競走、畜産フェア及び競馬観戦ツアーを実施した

3. ひょうご畜産物のブランド強化事業(定款第4条第11号)

県産畜産物ブランドの生産及び消費拡大を図るため、生産者及び関係団体と 連携してPR活動等を実施した

- (1)協議会の開催
- (2) 畜産物紹介用パンフレットの作成
- (3)消費拡大キャンペーン等の開催

#### 5 共通事業(公共通)

1.「畜産兵庫」の編集(定款第4条第8号)

畜産生産者、関係機関・団体職員をはじめ一般読者に対して、全農兵庫が発行する畜産に関する情報誌「畜産兵庫」の編集業務を行った

### Ⅲ 収益事業等(その他の事業)

- 1 会員が行う畜産に関する業務の指導に関する事業(他1)
  - 1. 畜産関係団体調整機能強化事業(定款第5条第13号) 畜産の仲間づくりを行うため、県内の畜産に携わる女性ネットワークや後継 者組織の育成のため会議を開催した

#### 2 畜産経営の安定のための相互扶助に関する事業(他2)

1. 家畜防疫互助基金造成等支援事業(定款第5条第6号)

口蹄疫や豚コレラ等の海外悪性伝染病の侵入に備え、生産者自らが積み立てを行い、発生時の損害を互助補償する仕組みに国が補助し、発生時の防疫活動の推進を図った

契約戸数284戸 契約頭数54,613頭(牛40,607頭、豚14,006頭)

## 3 登録業務の代行に関する事業(他3)

- 1. 家畜登録業務等事業(定款第4条第12号)
- (1) 家畜登録・登記
- (2) 家畜改良情報の収集・提供
- 2. 農場認証等事業(定款第4条第1号、第9号)
- (1)農場認証・登録等に関する指導
- (2)情報の収集・提供

#### Ⅳ 附属明細書

特記すべき事項なし